

○国土交通省告示第五百二十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十七年五月十三日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道11号改築工事（小松バイパス・愛媛県西条市小松町北川字松ノ丁地内から同市小松町妙口字大久保地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 愛媛県西条市小松町北川字松ノ丁、字大開及び字大塚並びに妙口字北都谷及び字大久保地内
- 2 使用の部分 愛媛県西条市小松町北川字松ノ丁、字大開及び字大塚並びに妙口字北都谷及び字大久保地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛媛県西条市小松町新屋敷字大黒地内から同市小松町安井字久保田地内までの延長7,500mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道11号改築工事（小松バイパス）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道11号改築工事（小松バイパス）」（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、また、本体工事の施工により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間内の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道11号（以下「本路線」という。）は徳島県徳島市を起点として、香川県高松市などを経て、愛媛県松山市に至る延長251.6kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る現道を含む、愛媛県西条市飯岡地内から同市小松町安井字久保田地内までの区間（以下「当該区間」という。）周辺には、西条臨海工業団地などの工業施設が立地し、当該区間は、これらの工業施設を利用する物流などの産業活動に広く利用されるとともに、沿線住民の日常生活を支える生活道路としても利用されていることから、慢性的な交通渋滞が発生し、円滑な交通が確保されていない状況にある。

平成11年度の道路交通センサスによると西条市大町賀茂町で26,561台／日、混雑度1.97、また、平成17年2月に起業者が西条市小松町新屋敷地内において実施した調査では、18,126台／日、混雑度1.34となっている。

本件事業の完成により、既に供用されている一般国道11号西条市バイパス及び主要地方道壬生川新居浜野田線と一体となって本路線のバイパス道路が整備され、当該区間における交通が分散されることから、交通渋滞の緩和が図られ、円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が平成16年7月に環境影響評価を任意に実施したところ、騒音について一部環境基準を超える値が見られるものの、低騒音舗装を施工することにより環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、当該区間の交通渋滞の緩和を目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第2級の規格に基づく4車線のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、昭和26年5月23日都市計画決定、平成3年12月17日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、変更後の都市計画と整合しているものである。

さらに、本体工事の施工に伴う市道付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

当該区間は、3(1)で述べたように、交通量が多く、慢性的に交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、本件事業沿線の旧周桑郡小松町の町長及び議会議長から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。